

特定液化石油ガス設備工事事業届の手引

令和 5 年 4 月 制定

千葉県防災危機管理部産業保安課
千葉県消防局予防部指導課

令和 5 年 4 月 1 日より千葉市内の販売所等に係る液化石油ガス法の事務の一部に係る各種手続きの窓口が千葉県消防局となりましたので、ご注意ください。

千葉県消防局予防部指導課が申請窓口となる事務

<手数料は現金納付となります。>

- ・ 千葉市内の販売事業者に係る事務
(千葉市内にのみ販売所を有する場合に限る)
- ・ 保安機関に係る事務
(千葉市内に所在する販売所の保安業務のみを行う場合に限る。)
- ・ 千葉市内の特定供給設備、充てん設備、貯蔵施設に係る事務
- ・ 千葉市内の特定液化石油ガス設備工事事業者に係る事務
- ・ 千葉市内における液化石油ガス設備工事に係る事務
- ・ 千葉市内で発生した液化石油ガス一般消費者等に係る事故に係る事務

目 次

1	特定液化石油ガス設備工事事業届について -----	1
2	届出書及び添付書類について -----	1
3	届出書の提出先について -----	2

1 特定液化石油ガス設備工事事業届について

(1) 特定液化石油ガス設備工事事業開始届

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の10の規定により、液化石油ガス設備工事の事業を行う者は、事業所ごとに、当該事業所における事業の開始の日から30日以内に、次の事項を知事（千葉県知事）または指定都市の長（千葉市長）に届け出ることとなっております。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事業所の名称及び所在地
- ③ その他経済産業省で定める事項
（「2届出書及び添付書類について」に記載します。）

(2) 特定液化石油ガス設備工事事業変更届

特定液化石油ガス設備工事事業者は、1（1）の事項に変更があったときに、遅滞なく、その旨を知事（千葉県知事）または指定都市の長（千葉市長）に届け出ることとなっております。

(3) 特定液化石油ガス設備工事事業廃止届

特定液化石油ガス設備工事事業者は、特定液化石油ガス設備工事の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事（千葉県知事）または指定都市の長（千葉市長）に届け出ることとなっております。

2 届出書及び添付書類について

(1) 特定液化石油ガス設備工事事業開始届

- ① 特定液化石油ガス設備工事事業開始届書（第1号様式（様式第56））
- ② 第1号様式（様式第56）における「別紙1」の事項を記載した書面（別紙1）
 - ・記録及び配管図面の保存場所、分類の方法及び保存期間
 - ・液化石油ガス設備士の氏名及び液化石油ガス設備士免状の交付都道府県名、交付年月日並びに免状番号
 - ・事業所に備える器具等（自記圧力計）のメーカー名、型式及び台数
 - ・主な事業内容
 - ・事業所の電話番号
- ③ 設備工事記録用の様式
- ④ 液化石油ガス設備士免状の写し（講習受講記録の部分を含むもの）
- ⑤ 自記圧力計のチャート紙
- ⑥ 事業所の案内図

(2) 特定液化石油ガス設備工事事業変更届

- ① 液化石油ガス設備工事事業変更届書（第2号様式（様式第57））
- ② 液化石油ガス設備士の変更の場合は、変更する液化石油ガス設備士免状の写し（講習受講記録の部分を含むもの）

(3) 特定液化石油ガス設備工事事業廃止届

特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書（第3号様式（様式第58））

3 届出書提出先について

事業所の所在地	提出先 (担当部署)	提出先の住所、電話番号及び最寄り駅
全県市町村 (千葉市を除く)	千葉県 防災危機管理部 産業保安課	千葉市中央区市場町1-1 電話 043-223-2729 JR本千葉駅、又は千葉都市モノレール県庁前駅
千葉市	千葉市 消防局予防部 指導課	千葉市中央区長洲1-2-1 電話 043-202-1672 JR本千葉駅、又は千葉都市モノレール県庁前駅

<手引きの内容等に関する問い合わせ先>

千葉県防災危機管理部産業保安課
〒260-8667
千葉市中央区市場町1-1
電話 043-223-2729
FAX 043-227-3548

千葉市消防局予防部指導課
〒260-0854
千葉市中央区長洲1-2-1
電話 043-202-1672
FAX 043-202-1679